

別紙 1 少数生産車の同一型式判定要領

第 1 少数生産車の同一型式の範囲

次に掲げる申請を行う場合において同一の型式として処理する範囲は、特定特殊自動車の構造が、すでに承認を受けた特定特殊自動車の構造と比較して、その相違が別表第 1 に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

- 1 法第 12 条第 3 項による承認の申請
- 2 規則第 19 条第 14 項による変更の申請

別表第1（少数生産車の同一型式の範囲）

型式を区別する事項	例示
1 特定原動機の型式	
2 車体の外形	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、ロード・ヒータ、ライン・マーカ、ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、連続式バケット掘削機、くい打ち機、くい抜き機、アースオーガ、タワークレーン、ドリルジョンボ。（作業用附属装置の装着による相違を除く。）
3 動力伝達装置の種類及び主要構造	(ア) 推進軸式、チェーン式、油圧式 (イ) 前輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）、後輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）、全輪駆動（前輪又は後輪駆動を基本としたものを除く。） (ウ) 後複軸一軸駆動、後複軸二軸駆動
4 走行装置の種類及び主要構造	(ア) 車軸数の相違 (イ) タイヤ、カタピラ (ウ) ホチキス式、トルク管式
5 操縦装置の種類及び主要構造	(ア) 直接操向ハンドル式、間接操向ハンドル式 (イ) 操向車輪の数（後輪が前輪の操向と連動し、かつ、補助的に操向することによる操向車輪数の相違を除く。） (ウ) 操向車輪の関係位置の相違
6 懸架装置の種類及び主要構造	(ア) 独立懸架、普通懸架 (イ) トランスバース式、パラレル式 (ウ) テレスコピック式、ボトムリンク式 (エ) 空気ばね、コイルばね、板ばね
7 車わく	(ア) 梯子形、背骨形 (イ) フレームレス、フレーム付
8 軸距	軸距（複軸の場合は車軸毎の距離とする。）の相

	<p>違であつて、次に掲げるもの以外のもの。ただし、カタピラを有する道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する構造が特殊な自動車にあっては、上部構造支持台寸法の相違</p> <p>(ア) 車わくを有する特定特殊自動車であつて、車わくの構造が梯子形、背骨型のもの（複軸間の距離が相違するもの、複軸間の距離が同一であつて当該 2 軸の荷重合成中心位置が相違するもの及び各軸独立支持の軸を有する自動車であつて前前軸と前後軸との距離が相違するものを除く。）</p> <p>(イ) キャスター、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウンタウエイトの変更によって相違する場合</p> <p>(ウ) 道路運送車両法第 3 条に規定する小型特殊自動車</p>
9 主制動装置の種類	油圧ブレーキ、空気ブレーキ、機械式ブレーキ

